

平成28年度および平成29年度
公立大学法人滋賀県立大学学舎清掃業務委託契約書(案)

委託者 公立大学法人滋賀県立大学 理事長 大田啓一 を甲とし、受託者
を乙として、甲の所有する滋賀県立大学学舎の清掃業務に関し、
次の条項により委託契約を締結し、双方誠実に履行するものとする。

(総 則)

第1条 乙は、別紙委託業務共通事項および清掃業務委託仕様書に基づき、誠実に業務を実施するものとする。

(委託期間)

第2条 甲が乙に対して委託する清掃業務の期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(委託料)

第3条 甲の乙に対する清掃業務委託料は、
消費税および地方消費税の額、
円（うち取引にかかる
平成28年度金、
円 平成29年度金、
円とし、各年度の月額支払金額は別紙のとおりとする。

2 甲は、毎月の業務の検査終了後乙から適法な支払い請求書を受領し、業務終了後の翌月末までに請求代金を支払うものとする。

(検査)

第4条 乙は、日々の業務実施後、直ちに別に定める清掃業務実施報告書を甲の監督職員に提出し、甲の検査を受けなければならない。この場合において甲は、乙に対し必要な指示をすることができる。

2 乙は、毎月の業務完了後、直ちに別に定める月間作業完了報告書を甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。この場合において甲は、乙に対し必要な指示をすることができる。

3 乙は、前2項の規定による検査に、乙の業務責任者または業務副責任者を立ち合わせなければならない。

(権利義務の譲渡)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部または一括の処理を他に委託し、または請け負わせてはな

らない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、委託業務の一部の処理について他に委託し、または請け負わせることができる。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止することができる。この場合における業務委託料または業務期間は、甲乙協議の上定める。

(価格の変動に基づく委託金額の変更)

第8条 契約期間内に物価の大幅な変動、その他予期することのできない事由の発生により甲乙双方が委託金額を著しく不相当であると認める場合には、委託金額の変更を求められることができる。

(作業員)

第9条 乙は、作業員の労働時間、風紀、規律等について一切の責任を負う。

(損害賠償)

第10条 委託業務遂行中に発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに起因するものについては、甲が負担するものとする。

(暴力団等の排除)

第11条 甲および乙は、相手方が合理的な根拠に基づき次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告を要せず本契約を解除することができる。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体もしくはその関係者又はその他反社会的勢力(以下、「暴力団等反社会的勢力」という。)であるとき。

(2) 自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等反社会的勢力を利用するなどしているとき。

(3) 暴力団等反社会的勢力の維持、運用に協力し、又関与する等、何らかの関係を有しているとき。

(4) 暴力団等反社会的勢力から不当な介入を受けながら相手方への報告を怠ったとき。

(5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に違反したとき。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、正当な理由がなく、委託業務に着手しないとき。

(2) 乙が委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙またはその代理人もしくは使用人が、正当な理由がなく、甲の検査の実施を妨げたとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する金

額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第 13 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) 甲が第 7 条の規定により委託業務の履行を一時中止させようとする場合において、その中止期間が 3 か月以上に及ぶときまたは契約期間の 2 分の 1 以上に及ぶとき。

(2) 甲が第 7 条の規定により契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が 3 分の 2 以上減少することとなったとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって委託業務の履行が不可能になったとき。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

(管轄裁判所)

第 15 条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約外の事項)

第 16 条 この契約に明記していない事項について疑義あるときは、その都度甲乙協議の上定める。

以上、契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保持する。

平成 28 年 3 月 日

甲 滋賀県彦根市八坂町 2 5 0 0 番地

公立大学法人滋賀県立大学

理事長 大田 啓一

乙

別紙 各月支払額一覧表

契約金額 , , 円

各月支払額

平成28年	4月分	,	円	平成29年	4月分	,	円
	5月分	,	円		5月分	,	円
	6月分	,	円		6月分	,	円
	7月分	,	円		7月分	,	円
	8月分	,	円		8月分	,	円
	9月分	,	円		9月分	,	円
	10月分	,	円		10月分	,	円
	11月分	,	円		11月分	,	円
	12月分	,	円		12月分	,	円
平成29年	1月分	,	円	平成30年	1月分	,	円
	2月分	,	円		2月分	,	円
	3月分	,	円		3月分	,	円
平成28年度	小計	,	円	平成29年度	小計	,	円